

「緑の基本計画とは」という計画の主旨を最後に移動するにあたり、「はじめに」の中で簡単に概要を説明し、詳細は後半にという案内表示をするように考えています。

はじめに

緑は生活にうるおいとやすらぎをもたらすかけがいのない財産であり、現在残っている緑を、将来を担う子供たちに継承してゆくことは、私たちの責任と考えております。

本市は、海から源流まである水系特性と南部に残る貴重な干潟「三番瀬」や内陸部にはまとまった緑地が残っており、これらの緑と水の景観に親しめる拠点のネットワーク形成を行い、新たな緑の創出とこれらの維持・管理にかかわる仕組みづくりを進めます。

「緑の基本計画」は、都市緑地法に基づき、市町村が中長期的な視点に立って策定する都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画です。市民等と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、市の総合計画、都市計画マスタープランのもとに位置づけられ、環境基本計画などと密接な関係を持っています。

詳細は [7 緑の基本計画とは](#) に記載しています

本計画書は、一般的な計画書と異なる構成になっており、より分かりやすく読みやすくなるよう、前半に、緑の機能、計画の基本方針、施策の基本的な考え方を記述し、計画の位置付け等は後半に示しています。

目 次

1	緑の機能.....	1
2	船橋の緑の現況.....	3
1	緑の機能ごとの現況.....	3
2	市民の緑に対する意識.....	13
3	特徴ある緑.....	15
3	計画の基本方針.....	17
1	緑の将来像.....	17
2	計画の基本方針.....	18
3	計画の目標.....	21
4	施策の基本的な考え方.....	22
1	船橋らしい緑の保全.....	24
2	公園緑地の整備.....	26
3	緑化の推進.....	31
4	緑の効果を高める管理体制.....	35
5	市民との協働の推進.....	36
6	緑の普及・啓発.....	39
5	地域別計画.....	41
6	計画策定後の進行管理.....	44
7	緑の基本計画とは.....	45
	資料編.....	50
1	緑の現況に関する資料.....	51
2	市民の緑に対する意識に関する資料.....	53